

認証マークの使用の順守事項

1. 一般事項

エコステージ協会によるエコステージの認証を受けた組織は、エコステージ協会が定めた認証マークを使用することができます。また、認証を受けたことを文字で表記することもできます。

なお、使用にあたっては以下のことを理解いただき、正しく利用されるようお願いいたします。不正な利用の場合には、認証の一時停止あるいは取消しとなることもありますのでご注意ください。

2. 認証マークの使用(エコステージ協会公認シール使用時も含む)

- (1) 認証組織は認証マークを商取引、広告、宣伝、販売促進等の目的で使用することができます。ただし、製品自体が認証を受けたかのような誤解を避けるため、認証マークを製品に表示することはできません。
- (2) 認証マークは、認証書に記載された活動、製品又はサービスで特定される組織の活動範囲に関してのみ使用できます。その範囲外の活動等に対しても認証されているような誤解を招く使用はできません。
- (3) 認証組織が認証の停止を受けた場合あるいは取消しがあった場合、その期間もしくはそれ以後、認証マークを使用することはできません。
- (4) 認証マークを使用されるときは、認証マークの下に必ずエコステージ協会が指定する認証番号を付して下さい。(例:ES-001)ただし、エコステージ協会公認シールを使用する場合は、認証番号付記は必要ありません。
- (5) 認証マークに色は、青(DIC182)、緑(DIC2560)の他、近似色、黒色、灰色が使用できます。ただし、地色と明確に区別できる色を使用して下さい。
- (6) 認証マークの使用サイズに制限はありませんが、エコステージ協会の認証マークであることがわかることが必須の条件です。また、形状を加工したり、比率を変更したりすることはできません。

3. 認証マーク及び認証番号

エコステージ協会の認証マークは、次の通りです。認証マークの下には、必ずエコステージ協会の認証番号を付けて下さい。ただし、エコステージ協会公認シールを使用する場合は、認証番号の付記は必要ありません。



ES-000

4. 具体的な表示例

認証マークの表示に関する具体的な事項を、次に例示します。

(1) カタログ及びパンフレットへの表示

認証範囲の活動、製品またはサービスのカタログ及びパンフレット等に認証マークをご使用いただけます。対象外の活動、製品またはサービスを含めた総合カタログ及びパンフレット等は、認証マークの下に登録範囲の活動、製品またはサービスを明記し範囲を限定して下さい。

(2) パッケージ等への表示

あたかも製品が認証を受けたように誤解される恐れがあるため、使用できません。

(3) 名刺への表示

名刺への表示は、認証された組織の業務に従事される方のみ使用できます。その他の業務従事者は使用できません。

(4) 共用品への表示

認証事業所で使用になる封筒、送付状、レポート用紙等に使用できます。なお、認証範囲が限定される場合、必ずその表示をして下さい。

(5) 会社名表示板及び看板等への表示

認証事業所の看板、表示板等に表示することができます。なお、認証事業所以外の事業所には表示できません。また、認証範囲が限定される場合、必ずその表示をして下さい。

(6) 構成員・施設等への表示

認証事業所の構成員の名札や対象施設(社有車等)に表示することができます。なお、認証対象範囲を越えて使用はできません。

(7) その他

その他様々な方法での使用が考えられますが、使用にあたっては事前にエコステージ事務局に確認して下さい。

5. その他

認証マーク以外の認証取得の文字のみによる表示およびエコステージについても、上記1～4に準じるものとします。なお、認証マークの使用方法や認証表記について不明な点がありましたら事前にエコステージ協会全国事務局にご相談下さい。

以上

{問い合わせ先}

一般社団法人 エコステージ協会全国事務局
〒106-0032 東京都港区六本木3丁目1番1号
六本木ティーキューブビル 11F(富士ゼロックス内)

TEL 03-3505-6133

FAX 03-5562-5332

E-mail: ecozenkoku@ecostage.org

URL <http://www.ecostage.org>